

監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第4項の規定により次のように公表する。

平成30年4月27日

松阪市監査委員 西村 和 浩
松阪市監査委員 加藤 恭 子
松阪市監査委員 中村 良 子

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成30年3月1日
- 2 請求人 住所 三重県松阪市下村町2580番地15
氏名 鳥田 厚生

第2 請求の内容（原文のとおり、ただし自治会名を記号化したほか、請求書の事実証明書の添付及び内容の記載については省略した。）

一、措置請求の要旨

市長は、平成29年6月2日に「市民の声」により、偽りその他不正の手段により交付を受けた補助事業者に関する情報提供を受けたにも関わらず、松阪市補助金等交付規則第17条に規定する調査を行わず、同規則第18条に基づき補助金の返還を請求すべきであるのにこれを怠っている。このことは地方自治法第242条第1項の財産の管理を怠る事実にあたるものである。

補助事業名、平成23年度地区集会所建設事業補助金4,808,000円

「市民の声」において提供された情報は、

- (1) 補助金実績報告書に添付の事業領収書の金額9,717,162円に対し、平成24年4月15日開催の〇〇自治会定期総会第2号議案平成23年度会計報告は改修費845.4万円である。
- (2) 地区集会所建設事業補助金交付要綱第3条において、区分「増築・改築・補修・改修」の補助の対象が備品購入費を除くとなっているにも関わらず、見積書の19ページに集会所内事務機器等移動として300,000円を計上している。
- (3) 見積書の19ページに補助対象外の耐震工事図面作製費として250,000円を計上している。

等々である。

市長は情報の提供を受けた時点で再調査すべきであったのに、その職務を怠り、補助金の不正受給を放置している。直ちに、補助金等交付規則第17条に規定する調査を行い当該補助金の適正化を図ることを求める。

事実証明書

1. 「市民の声」と回答
2. 〇〇自治会定期総会議案書
3. 〇〇まちづくり情報及び定期役員総会の報告

4. 平成 23 年度〇〇自治会集会所の改修に係る補助金交付申請書および交付決定等に関する一切の書類

第 3 請求書の受理

本請求は、平成 30 年 3 月 1 日に受け付け、要件審査において一部補正の提出を求めた結果、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 4 監査の実施

監査対象部署である企画振興部地域づくり連携課より、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係書類の提出を求め、請求人からの事実証明書とともに書類による調査を行った。

第 5 請求人の陳述等

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に新たな証拠の提出と陳述を受けた。

なお、この陳述には、法第 242 条第 7 項の規定により、立会人として企画振興部地域振興担当理事をはじめとする 3 名の関係職員が出席した。

第 6 関係職員の陳述

企画振興部地域づくり連携課を対象として、平成 30 年 4 月 13 日、関係職員である地域振興担当理事、地域づくり連携課長ほか関係職員に対し陳述の聴取を実施した。

なお、この陳述の聴取には、法第 242 条第 7 項の規定により立会人として、請求人が出席した。

第 7 監査の結果

上記住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

鳥 田 厚 生 様

松阪市監査委員 西 村 和 浩
松阪市監査委員 加 藤 恭 子
松阪市監査委員 中 村 良 子

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 30 年 3 月 1 日に受理した住民監査請求（以下「本請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求の要旨

請求書及び事実証明書である添付書類に基づき、本請求の要旨は次のとおりであると判断した。

〇〇自治会に交付された平成 23 年度地区集会所建設事業補助金（以下、「本件補助金」という。）は、以下の点において、偽りその他不正な実績報告書に基づき交付されたものである。

- (1) 実績報告書に添付の事業領収書の金額 9,717,162 円に対し、平成 24 年 4 月 15 日開催の〇〇自治会定期総会第 2 号議案平成 23 年度会計報告は改修費 845.4 万円となっている。
- (2) 交付申請書に添付の工事見積書に、補助対象外とすべき、集会所内事務機器等移動費 300,000 円と耐震工事図面作製費 250,000 円が計上されている。

市長が、本件補助金交付決定を取り消して、当該自治会に本件補助金の返還を請求すべきであるのにその返還を求めないのは、法第 242 条第 1 項の「財産の管理」を怠る事実にあたるものである。直ちに松阪市補助金等交付規則第 17 条に規定する決定の取消にかかる調査を行い、当該補助金の適正化を図ることを求める。

2 請求の受理

本請求は、平成 30 年 3 月 1 日に受け付け、要件審査において一部補正の提出を求めた結果、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認

め、平成 30 年 3 月 1 日付でこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項等

本請求書、事実証明書の内容から、請求人は、平成 23 年度に〇〇自治会に交付した本件補助金は、(1)実績報告書の事業費が実際の改修工事費より過大な金額で報告されていること、(2)事業費の中に補助対象外の経費が含まれていることから過大になっており、松阪市が補助金の全部又は一部の返還請求をしないことは、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当するものであると主張している。

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」を対象とする監査請求については、法第 242 条第 2 項の期間制限を受けないものと解されている（最高裁昭和 52 年(行ツ)第 84 号同 53 年 6 月 23 日第三小法廷判決）。

これらの点を踏まえて本請求の内容を見ると、本件補助金に不当利得返還請求権があり、市長がその権利を行使することを怠っていると主張しているものと解されることから、財産の管理を怠る事実があるかについて、1 年の期間制限に該当しないものとして監査の対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に新たな証拠の提出と陳述を受けた。

提出された新たな証拠書類

- ・平成 30 年 4 月 8 日に開催された平成 30 年度〇〇自治会総会での会長の挨拶内容
- ・〇〇まちづくり情報（平成 23 年 5 月 25 日発行）
- ・施工業者の見積書明細表の一部を抜き出して作成した明細一覧表

なお、この陳述には、法第 242 条第 7 項の規定により、立会人として企画振興部地域振興担当理事をはじめとする 3 名の関係職員が出席した。

請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- ① 平成 30 年 4 月 8 日に開催された平成 30 年度〇〇自治会総会での会長の挨拶は、当該補助金申請は、補助金の請求額が過大であることを承知のうえで行ったことを認める内容であり、地区集会所建設事業補助金交付要綱第 12 条に規定する「虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき」、又は、

松阪市補助金等交付規則第 17 条に規定する「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」に該当する。

- ② 平成 23 年 5 月 25 日付の〇〇まちづくり情報の集会所改修工事の記事と領収書の日付(平成 23 年 6 月 20 日)との整合性がない。
- ③ 年数を経てから見つけた補助金不適切受給の情報であっても、交付規則や交付要綱に基づき調査してくださいという市民の声が届かないのは問題がある。
- ④ 発生前の補助金返還請求権が管理を怠る事実の対象としての財産となるかということが、議論になることは承知している。しかし、偽りの補助金交付申請について、これを容認することが合理的な事情、あるいは補助金の返還を求めることが期待できないなどの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事情がない限りは、市は補助金の交付決定の取消に関する調査を実施すべき責務があり、調査を行わないことについて市に裁量権はない。

3 監査対象部局の弁明

企画振興部地域づくり連携課（以下「担当部局」という。）を対象として、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係書類の提出を求め、平成 30 年 4 月 13 日、関係職員である地域振興担当理事、地域づくり連携課長ほか関係職員に対し陳述の聴取を実施した。

なお、この陳述の聴取には、法第 242 条第 7 項の規定により立会人として、請求人が出席した。

弁明に際し、事前に以下の関係資料が提出された。

- ・ 地区集会所建設事業補助金（〇〇自治会）交付決定について
- ・ 地区集会所建設事業補助金に係る完成確認書の送付について（〇〇自治会）
- ・ 地区集会所建設事業補助金実績報告書と補助金確定通知の送付について（〇〇自治会）
- ・ 支出負担行為決議書及び支出命令書 4,808,000 円（平成 23 年度地区集会所建設事業補助金(改修) 〇〇自治会）
- ・ 情報公開請求（H29. 4. 13）に対する回答書
- ・ 「市民の声（H29. 5. 18、H29. 5. 25、H29. 6. 2）」に対する回答書
- ・ 〇〇自治会の銀行の通帳（平成 23 年当時関係部分のみ抜粋）
- ・ 工事見積書・工事請負契約書・請求書・領収書（〇〇自治会平成 24 年度定期総会における会計報告に記載のある改修費 845.4 万円の根拠となるもの）
- ・ その他参考資料

本請求に対する担当部局の見解は、概ね次のとおりである。

- ① 平成 30 年 3 月 12 日付で、監査委員から「住民監査請求にかかる弁明書の

提出について」の文書を受け、平成 30 年 3 月 16 日付で〇〇自治会に対して、平成 23 年当時の書類の確認を求める文書の依頼通知を行った。

- ② その後、自治会から提出された〇〇地区集会所の改修工事に関する書類、自治会の出納簿、預金通帳、見積書、請求書、領収書等を確認したところ、当時〇〇自治会が施工業者に支払った代金は 8,454,000 円であることを確認した。
- ③ したがって、平成 23 年に市に提出された補助金交付申請時の見積書及び実績報告書に添付された領収書に記載の 9,717,162 円は施工業者に支払った額と異なる。市は当時 9,717,162 円に相当する工事が行われたものとして、補助金 4,808,000 円を交付したが、実際の補助金はこれより少ない額であったことになる。
- ④ 今後、自治会に対し事実関係について改めて説明を求め、正しい地区集会所改修事業費に基づき補助金額を確定のうえ、しかるべき措置を講じたい。

第 3 監査の結果及び監査委員の判断

以上を踏まえ、請求の要旨から以下 2 点を視点として、監査を行った。

- 1 地区集会所改修に係る事業費はいくらであったか。
- 2 違法又は不当に財産の管理を怠る事実はあるか。

- 1 地区集会所改修に係る事業費はいくらであったか。

請求人の事実証明書および担当部局提出資料により、以下の点を確認した。

【請求人の事実証明書】

- ①交付申請書による地区集会所建設工事費 9,717,162 円
集会所増改築工事見積書（平成 23 年 3 月 27 日付）
- ②実績報告書による地区集会所建設工事費 9,717,162 円
施工業者からの同額の領収書（平成 23 年 6 月 20 日付）
- ③〇〇まちづくり情報(平成 23 年 3 月 29 日発行)
集会所改修工事について
改修予定費用 税込見込金額 8,454,537 円
- ④松阪市が〇〇自治会に本件補助金として交付した額 4,808,000 円
(9,717,162 円 - 100,000 円) × 1/2 (1,000 円未満は切捨て)
- ⑤〇〇自治会定期総会(平成 24 年 4 月 15 日開催)
第 2 号議案 平成 23 年度会計報告による改修費 845.4 万円

【担当部局提出資料】

- ①集会所耐震補強・増改築工事見積書 8,454,537 円（平成 23 年 4 月 19 日付）
- ②工事請負契約書 8,454,000 円（平成 23 年 4 月 19 日付）
- ③工事施工業者からの請求書
請求日 平成 23 年 5 月 9 日 2,800,000 円
請求日 平成 23 年 6 月 20 日 2,854,000 円

④工事施工業者からの領収書

領収日 平成 23 年 4 月 19 日 2,800,000 円 (請求書の提出は無し)

領収日 平成 23 年 5 月 23 日 2,800,000 円

領収日 平成 23 年 6 月 30 日 2,854,000 円

計 8,454,000 円

⑤工事代金の支払いにかかるゆうちょ銀行の通帳の出金状況

平成 23 年 4 月 19 日 2,800,000 円

平成 23 年 5 月 23 日 2,800,000 円

平成 23 年 6 月 30 日 2,854,000 円

計 8,454,000 円

⑥改修工事の支払額は 8,454,000 円であったことの〇〇自治会からの報告書
(「〇〇地区集会所建設補助金に関する説明(平成 30 年 4 月 9 日収受)」)

以上のことから地区集会所改修事業費は、8,454,000 円であると判断した。

したがって、本件補助金は過大に交付されていると認められる。

また、地区集会所改修事業費が 8,454,000 円であることが確認されたことから 9,717,162 円の見積書に補助対象外経費が含まれるとする請求人の主張には論ずるに理由がない。

2 違法又は不当に財産の管理を怠る事実について

請求人は、市には本件補助金に不当利得返還請求権があり、市がその権利を行使しないのは財産の管理を怠っていると主張しているものと解される。「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に関しては、「補助金交付決定の取消判定が行われていない時点においても、他用途に使用された場合に合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは、補助金交付決定の取消しを行わないことを含めて、地方自治法 242 条 1 項所定の「財産」に属する補助金返還請求の管理を怠る行為に該当すると解すべきである。」(仙台高裁平成 27 年(行コ)第 5 号)とされている。

これを本件補助金についてみると、補助金額は提出された実績報告書を基にして算出されており、当初提出された実績報告書から補助金の不正受給は確認できない。しかし、今回の調査により、提出された実績報告書には実際に建設施工業者に支払われた金額より多い事業費が記載されており、その事業費を基に補助金額が過大に決定されていたことが確認された。したがって、その時点で過大に交付されている補助金部分について不当利得返還請求権を取得したものというべきである。現時点で取消決定が行われていなくても、これを行わないことは、財産の管理を怠っていると判断できる。

第 4 結論

監査の結果、本請求には一部理由があると認められるので、法第 242 条第 4 項の規定により次のとおり勧告する。

勸告

松阪市長は、正しい地区集会所改修事業費に基づき補助金額を算出し、松阪市補助金等交付規則第17条及び第18条に基づく措置を講ずること。

なお、本勸告に対する措置の期限は平成30年6月30日までとする。